

報道発表資料

山形労働局発表 平成31年4月9日(火)

山形労働局職業安定部 職業対策課長鈴木徹夫 担 職業対策課長補佐 今埜 孝 地方障害者雇用担当官 小林 正治 電話 023-626-6101 FAX 0 2 3 - 6 3 5 - 0 5 8 1

「平成30年 民間企業における障害者雇用状況の集計結果」について

山形労働局(局長河西直人)では、このほど、山形県内の民間企業における平成30 年6月1日現在の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表いたします。 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)では、事業 主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.2%)以上の 障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精 神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業 主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は、平成30年4月1日に改定されています(民間企業の場合は2.0% $\rightarrow 2.2\%$)

※ 地方公共団体等の公的機関における障害者の任免状況、雇用状況の集計結果は、平成 30年12月25日に公表しております。

【集計結果の主なポイント】

〈民間企業 (法定雇用率 2.2%) 〉

- 雇用障害者数は、3,005.5人と過去最高を更新 実雇用率は2.06%となり、前年(2.03%)より0.03ポイント上昇する とともに過去最高を更新
- 法定雇用率達成企業の割合は50.8%(前年58.0%)

障害者雇用状況報告の集計結果(概要)

1 民間企業における雇用状況

- 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合 (P3~6参照)
 - ・ 民間企業 (45.5人以上規模の企業:法定雇用率2.2%) に雇用されている障害者の数は 3,005.5人で、前年より4.6% (131.5人) 増加し、過去最高となった。
 - ・ 雇用者のうち、身体障害者は 2,004.0人(対前年比1.8%増)、知的障害者は 715.5人(同6.7%増)、精神障害者は 286.0人(同22.2%増)といずれも前年より 増加し、前年に引き続き精神障害者の伸び率が大きかった。
 - 実雇用率は、2.06%(前年は2.03%)と7年連続で過去最高を更新、 法定雇用率達成企業の割合は50.8%(同58.0%)であった。

O 企業規模別の状況 (P6参照)

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、企業規模45.5~100人未満で 628.0人、同100~300人未満で1,189.5人、同300~500人未満で437.0人、同500~1,000人未満で367.0人、同1,000人以上で384.0人と、企業規模500~1,000人未満を除いて前年より増加した。
- 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率2.06%と比較すると、
 - → 企業規模100~300人未満 (2.17%)、同1,000人以上 (2.16%)については 上回った。
 - → 企業規模45.5~100人未満 (1.88%)、同300~500人未満 (2.02%)、同500~1,000人未満 (1.95%) については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、企業規模45.5~100人未満が49.0%、同100~300 人未満が55.7%、同300~500人未満が49.2%、同500~1,000人未満が30.0%、 同1,000人以上が44.4%であった。

○ 産業別の状況 (P6参照)

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」が111.0人、「製造業」が1,232.5人、「情報通信業」が21.0人、「運輸業、郵便業」が182.5人、「卸売業、小売業」が329.5人、「金融業、保険業」が127.5人、「学術研究、専門・技術サービス業」が7.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が46.5人、「生活関連サービス業、娯楽業」が98.0人、「教育、学習支援業」が32.5人、「医療、福祉」が614.0人、「複合サービス事業」が58.0人、「サービス業」が141.5人であった。
- ・ 産業別の実雇用率では、「製造業」(2.34%)、「運輸業、郵便業」(2.26%)、 「医療、福祉」(2.32%)の3業種は法定雇用率を上回るとともに、民間企業全体の 実雇用率2.06%を上回っている。

○ 法定雇用率未達成企業の状況 (P3, P6参照)

- ・ 平成30年の法定雇用率未達成企業は469社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)は329社で、未達成企業に占める割合は、70.1%となっている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は274社で、未達成 企業に占める割合は、58.4%となっている。

- = 平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表) =
- 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	①法定雇用障害者数の算 定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業 の数/企業数	⑤達成割合	
山形県下の 民間企業	146, 244. 5人 (141, 259. 0人)	3,005.5人 (2,874.0人)	2.06% (2.03%)	485/954 (498/858)	50.8% (58.0%)	
全国	26, 104, 834. 5人 (25, 204, 720. 0人)	534, 769. 5人 (495, 795. 0人)	2. 05% (1. 97%)	46, 217 / 100, 586 (45, 553/91, 024)	45. 9% (50. 0%)	

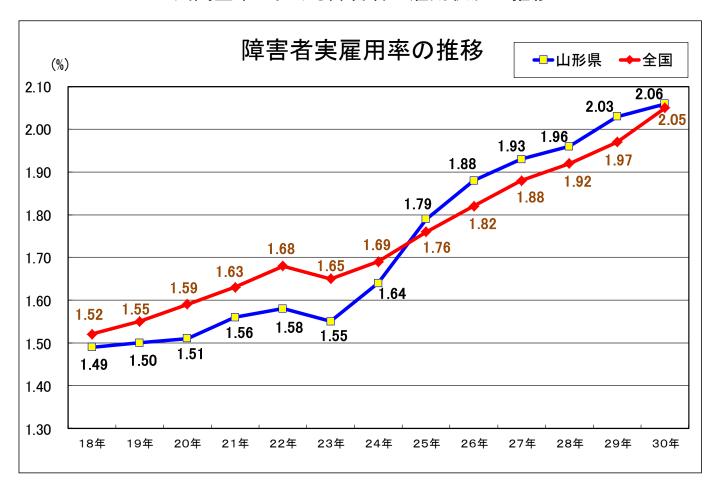
(注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

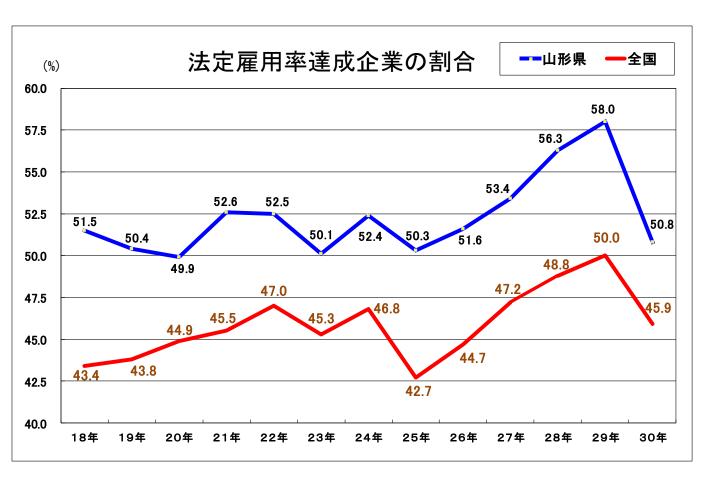
(注2)②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

また、短時間労働者である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

(注3) 下段()内は、平成29年6月1日現在の数値である。

民間企業における障害者の雇用状況の推移





- (注1) 平成24年までの法定雇用率は1.8%。平成25~29年は2.0%。 平成30年からは2.2%。
- (注2) 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25~29年は50人以上規模、平成30年からは45.5人以上規模の企業)についての集計である。
- (注3) 平成18年以降は、精神障害者も雇用率算定対象となる。
- (注4) 平成 18 年以降は、短時間労働(週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満)の精神障害者が、 0.5 人のカウントとなる。
- (注5) 平成23年以降は、障害者ではない短時間労働者も実雇用率の算定対象(分母) とし、0.5人のカウントとなる。
- (注6) 平成 23 年以降は、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者が、0.5 人のカウントとなる。
- (注7) 平成30年から、短時間労働者である精神障害者については、1人を1カウントとする暫定的な特例措置が設けられている。

平成17年まで

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年以降

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント)

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

平成23年以降

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 (身体障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント) 知的障害者である短時間労働者 (知的障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント) 精神障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント)

平成30年6月1日現在における障害者の民間企業における雇用状況

1 民間企業における雇用状況

項目	企業数		法定雇用 算定基礎 -	雇 用 障 害 者 数									実雇用率	雇用率達成企業			
年別	正未效		労働者数	重度(短時	間を除く) (知的)	重度以外	(短時間を (知的)	除く) (精神)		短時間 (知的)	〈精神〉		計 (知的)	〈精神〉	(%)	企業数	割合(%)
30年	954	153,961.5	146,244.5	1,180.0	(170.0)	1,348.0	(366.0)	<170.0>	477.5	(179.5)	<116.0>	3,005.5	(715.5)	<286.0>	2.06%	485	50.8%
29年	858	149,031.5	141,259.0	1,154.0	(170.0)	1,250.0	(328.0)	<136.0>	470.0	(172.5)	<98.0>	2,874.0	(670.5)	<234.0>	2.03%	498	58.0%
(対前年増減)	11.2	3.3	3.5	2.3	(0.0)	7.8	(11.6)	<25.0>	1.6	(4.1)	<18.4>	4.6	(6.7)	<22.2>	0.03P	▲ 2.6	-7.2P

2 民間企業における産業別・規模別雇用状況

項目				法定雇用		害者	数	実雇用率		雇用率達成企業	
j	産業・規模別	企業数	常用労働者総数	算定基礎 労働者数		うち知的 障 害 者	うち精神 障 害 者	30年	29年	企業数	割合(%)
	A 農業、林業	0	0.0	0.0	0.0	(0.0)	<0.0>	-	-	0	_
産	B 漁業	0	0.0	0.0	0.0	(0.0)	<0.0>	-	-	0	-
	C鉱業、採石業、砂利採取業	*	*	*	*	*	*	1.79%	0.00%	*	50.0%
	D 建設業	59	6,697.5	5,580.5	111.0	(18.0)	<3.0>	1.99%	1.81%	35	59.3%
	E 製造業	356	52,682.0	52,617.0	1,232.5	(274.0)	<108.0>	2.34%	2.38%	198	55.6%
	食料品製造業	63	10,227.0	10,227.0	204.0	(71.5)	<17.0>	1.99%	1.84%	37	58.7%
	繊維工業	30	2,862.0	2,861.0	80.5	(29.5)	<5.0>	2.81%	2.55%	20	66.7%
	木材・家具製造業	9	1,095.5	1,095.5	40.0	(3.0)	<0.0>	3.65%	3.68%	8	88.9%
	パルプ・紙・印刷業	16	1,485.5	1,482.5	87.0	(11.0)	<8.5>	5.87%	6.43%	9	56.3%
	化学工業	16	3,579.0	3,579.0	60.0	(13.0)	<4.0>	1.68%	1.62%	6	37.5%
	窯業•土石製品製造業	7	1,317.5	1,316.5	21.0	(2.0)	<0.0>	1.60%	1.58%	2	28.6%
	鉄鋼業	*	*	*	*	*	*	3.37%	3.08%	*	50.0%
	非鉄金属製造業	*	*	*	*	*	*	3.09%	1.52%	*	100.0%
	金属製品製造業	38	3,522.0	3,522.0	50.5	(6.0)	<2.0>	1.43%	1.73%	17	44.7%
**	電気機械器具製造業	43	8,084.5	8,080.5	173.0	(25.0)	<2.5>	2.14%	2.22%	29	67.4%
業	その他機械器具製造業	89	12,438.0	12,438.0	196.5	(24.0)	<16.0>	1.58%	1.67%	46	51.7%
	その他の製造業	40	7,613.0	7,613.0	307.0	(86.0)	<53.0>	4.03%	4.50%	20	50.0%
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	*	*	*	*	*	*	0.32%	0.94%	*	25.0%
	G 情報通信業	16	1,956.5	1,956.5	21.0	(1.0)	<3.0>	1.07%	1.21%	3	18.8%
	H 運輸業、郵便業	40	10,198.0	8,083.0	182.5	(31.5)	<31.5>	2.26%	2.08%	19	47.5%
	I 卸売業·小売業	130	20,978.0	20,972.0	329.5	(93.0)	<24.0>	1.57%	1.47%	53	40.8%
	J 金融業·保険業	13	6,371.0	6,342.0	127.5	(2.0)	<6.0>	2.01%	1.82%	7	53.8%
	K 不動産業·物品賃貸業	*	*	*	*	*	*	0.21%	0.46%	*	0.0%
	L 学術研究、専門・技術サービス業	11	809.5	809.5	7.0	(0.0)	<0.0>	0.86%	0.95%	2	18.2%
	M 宿泊業、飲食サービス業	29	2,983.0	2,983.0	46.5	(14.5)	<6.0>	1.56%	1.62%	17	58.6%
	N 生活関連サービス業、娯楽業	22	4,921.5	4,921.5	98.0	(54.5)	<10.5>	1.99%	1.98%	9	40.9%
	O 教育、学習支援業	16	2,546.0	2,240.0	32.5	(3.0)	<0.0>	1.45%	1.55%	6	37.5%
	P 医療、福祉	175	30,236.5	26,432.5	614.0	(180.5)	<77.5>	2.32%	2.24%	105	60.0%
	Q 複合サービス事業	19	5,071.5	5,071.5	58.0	(7.0)	<3.0>	1.14%	1.31%	1	5.3%
	R サービス業	58	7,614.0	7,346.0	141.5	(36.5)	<12.5>	1.93%	1.98%	28	48.3%
	合 計	954	153,961.5	146,244.5	3,005.5	(715.5)	<286.0>	2.06%	2.03%	485	50.8%
規	45.5~100人未満	504	34,337.0	33,327.0	628.0	(147.5)	<68.5>	1.88%	1.80%	247	49.0%
	100~300人未満	352	58,059.5	54,708.5	1,189.5	(308.5)	<106.0>	2.17%	2.18%	196	55.7%
模	300~500人未満	59	22,573.0	21,600.0	437.0	(81.0)	<39.5>	2.02%	2.04%	29	49.2%
	500~1,000人未満	30	20,210.5	18,834.5	367.0	(60.0)	<26.0>	1.95%	2.00%	9	30.0%
別	1,000人~	9	18,781.5	17,774.5	384.0	(118.5)	<46.0>	2.16%	2.01%	4	44.4%

⁽注1) 「法定雇用算定基礎労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じ て得た数)を除いた労働者数である。

⁽注2)「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、「重度」欄を算出するにあたりダブルカウントを行い、「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに 精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、「短時間」欄を算出するにあたり0.5カウントとしている。 また、短時間労働者である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1 カウントとしている。

⁽注3) 「短時間」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の雇用障害者である。

⁽注4) () は知的障害者を、〈 〉は精神障害者を内数で計上。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

⁽注5)※印については、調査対象企業数が少ない分野において、企業の特定を防止するための処理。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の 割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である(なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)。

- 一般の民間企業 ······ 2. 2% [2. 0%]
○ 民間企業 ····· (45.5人 [50人] 以上規模の企業)

【労働者数40人〔43.5人〕以上規模の特殊法人、 【独立行政法人、国立大学法人等

- - ※()内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならない こととなる企業等の規模である。
 - ※ []内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数 + 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

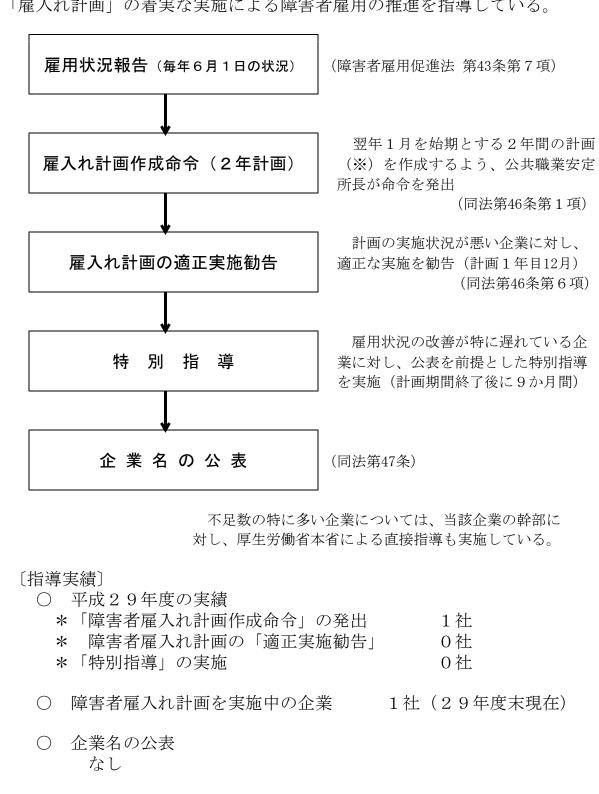
障害者雇用率 =

常用労働者数 + 失業者数

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は 知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、 1人分としてカウントされる。
 - ①平成27年6月2日以降に採用された者であること。
 - ②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、 「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。